| | |
|---|---|
| | 3　投資額の算定<br>次の算定式により局ごと空調設備投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、空調設備投資額を算定する。<br>局ごと空調設備投資額<br>＝メタルＩＰ音声系空調設備（大）台数×空調設備（大）１台当たり単価<br>＋メタルＩＰ音声系空調設備（小）台数×空調設備（小）１台当たり単価 |
| 電力設備（整流装置） | 1　設備量の算定<br>⑴　大規模局（相互接続局、コア局及び収容局（緊急通報受付台又はオペレーション設備を設置するものに限る。）をいう。以下同じ。）及び整流装置区画ごとに、所要電流値の合計を整流装置１系統当たり最大電流で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を整流装置系統数とする。<br>⑵　⑴の所要電流値の合計を整流装置系統数及び整流器１ユニット当たり最大電流値で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）に整流器予備ユニット数を加えたものを整流装置１系統当たり整流器ユニット数とする。<br>⑶　⑵の整流装置１系統当たり整流器ユニット数から整流装置基本部収容可能整流装置数を減じ、整流装置増設架収容可能整流器数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を整流装置１系統当たり増設架数とする。<br>⑷　⑴の整流装置系統数を整流装置基本部数とし、⑵及び⑶で算定した整流装置１系統当たり増設架数及び整流装置１系統当たり整流器ユニット数のそれぞれに整流装置系統数を乗じたものを整流装置増設架数及び整流器ユニット数とする。<br>⑸　⑷の整流装置基本部数、整流装置増設架数及び整流器ユニット数からそれぞれデータ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除し、全ての整流装置区画について合計したものを当該局のメタルＩＰ音声系整流装置基本部数、メタルＩＰ音声系整流装置増設架数及びメタルＩＰ音声系整流器ユニット数とする。<br>2　投資額の算定<br>次の算定式により局ごと整流装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、整流装置投資額を算定する。<br>局ごと整流装置投資額<br>＝メタルＩＰ音声系整流装置基本部数×整流装置基本部単価<br>＋メタルＩＰ音声系整流装置増設架数×整流装置増設架単価<br>＋メタルＩＰ音声系整流器ユニット数×整流器ユニット単価 |

| | |
|---|---|
| | 3　投資額の算定<br>［同左］<br>局ごと空調設備投資額<br>＝音声系空調設備（大）台数×空調設備（大）１台当たり単価<br>＋音声系空調設備（小）台数×空調設備（小）１台当たり単価 |
| 電力設備（整流装置） | 1　設備量の算定<br>⑴　大規模局（コア局及び収容局（緊急通報設備又はオペレーション設備を設置するものに限る。）をいう。以下同じ。）ごとに、当該局に設置される設備（整流装置を要するものに限る。）の所要電流値の合計を整流装置１系統当たり最大電流で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の整流装置系統数とする。<br>⑵　⑴の所要電流値の合計を整流装置系統数及び整流器１ユニット当たり最大電流値で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）に整流器予備ユニット数を加えたものを当該局の整流装置１系統当たりユニット数とする。<br>⑶　⑵の整流装置１系統当たりユニット数から整流装置基本部収容可能整流装置数を減じ、整流装置増設架収容可能整流器数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の整流装置１系統当たり増設架数とする。<br>⑷　⑴の整流装置系統数を当該局の整流装置基本部数とする。⑵及び⑶で算定した整流装置１系統当たり増設架数及び整流装置１系統当たりユニット数のそれぞれに整流装置系統数を乗じたものを当該局の整流装置増設架数及び整流器ユニット数とする。<br>⑸　⑷の整流装置基本部数、整流装置増設架数及び整流器ユニット数からそれぞれデータ系に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系整流装置基本部数、音声系整流装置増設架数及び音声系整流器ユニット数とする。<br>2　投資額の算定<br>［同左］<br>局ごと整流装置投資額<br>＝音声系整流装置基本部数×整流装置基本部単価<br>＋音声系整流装置増設架数×整流装置増設架単価<br>＋音声系整流器ユニット数×整流器ユニット単価 |